

## 令和5年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和5年度さいたま市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水道汚水整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	309,800
下水道雨水整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	54,300
下水道施設老朽化対策事業	令和5年度から 令和6年度まで	318,400

令和5年11月29日 提出

さいたま市長 清水 勇 人